

令和8年3月26日

内閣総理大臣 高市 早苗 殿  
関係各大臣 殿

国民民主党

## 豪雪対策の制度改善・強化に関する政府申入れ

近年、積雪寒冷地においては、従来と異なる地域や降雪量の変化が見られ、特に短期間に集中する降雪が顕著になっている。これにより、道路交通の寸断、除排雪作業の困難化や作業中の事故発生、物流機能の停滞など、住民生活や地域経済に深刻な影響が生じている。

とりわけ、人口減少と高齢化が進行する地域においては、除排雪の担い手不足や自治体の財政負担が一層深刻化しており、近年の突発的な豪雪は単なる季節的課題にとどまらず、人命や生活基盤に重大な影響を及ぼす「災害」として捉えるべき状況となっている。

この冬も各地で記録的な豪雪が発生したが、政府において、自治体からの要望を踏まえた機動的な対応が講じられたことに敬意と感謝を表す。しかしながら、先に述べた近年の状況を踏まえれば、今後はこれらの対応を、臨時的・例外的な措置にとどめるのではなく「標準的な運用」として制度に組み込むことが必要である。これにより、自治体や事業者等が毎年、平時から見通しを持って備えることができる環境を整備することが不可欠である。

これらの観点から、以下、強く要望する。

### 記

#### 1. 予見可能な財政支援制度の構築

- ・積雪量、降雪日数等の一定の気象条件下での「配分見込みの早期提示」を行い、自治体が各補正予算編成前に見通しを持てるように改善すること。
- ・除排雪経費に係る特別交付税の算定において、特に以下の経費について、対象として明示すること。
  - ①除雪待機費用(出動の有無にかかわらずの体制維持費)
  - ②初動体制構築費(人員確保・機械準備)
  - ③小規模自治体における外部委託費の増嵩分
- ・労務単価・燃料費の変動への対応について、自治体の公共調達における価格スライド条項の適用を徹底した上で、これによる経費の増加を、交付税算定に適切に反映する仕組みとすること。
- ・積雪指定寒冷道路の見直しも含めた、補助対象のあり方の抜本的な見直しも行うこと。

#### 2. 除排雪体制整備への支援強化

- ・除雪機械の老朽化及びオペレーター不足が深刻化していることから、除雪機械整備事業(道路除雪機械整備費補助)の予算を拡充するとともに、ICT、GPSなどの利活用による作業の省力化や、道路管理の高度化に向けた研究・開発や、実証試験に向けた支援を行うこと。
- ・除雪費用に係る「事前対応経費」について、待機費用、事前融雪や予防的排雪、雪捨て場整備等を、明確に固定的経費及び予防的対応に要する経費として位置付けること。
- ・いわゆる「空振りリスク」について、年間契約・待機契約の標準モデルを国として提示すること。
- ・追加費用精算の柔軟化を進めるとともに、労務単価・燃料費の上昇が反映されやすい契約方式への見直しを、自治体に対し技術的助言として示すこと。

### 3. 道路及び防雪施設等の整備促進

- ・冬期交通の安定確保を図るため、防雪柵、雪崩防止柵、消雪パイプ、ロードヒーティング等の防雪施設整備について、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助制度による重点的な財政支援を行うこと。特に、豪雪地帯への重点配分について、「除雪機械更新」「消雪施設整備」「雪崩防止施設」などに関し、平時からの優先採択枠として制度化すること。
- ・道路及び防雪施設等の維持管理・更新需要の増大を踏まえ、老朽化対策に対する交付率の引上げを検討すること。

### 4. 雪害に対する防災機能、災害対策の強化

- ・災害救助法の適用の有無により除排雪費用の取扱いが大きく異なっており、支援の連続性が断絶してしまうことから、豪雪については、累計降雪量や長期継続性が考慮されるように適用基準の柔軟化を行うなど、連続的な支援となるよう制度運用を見直すこと。
- ・大雪による集落孤立の発生を防止するため、防災・安全交付金事業を活用したアクセス道路の整備及び除雪体制の強化を図るとともに、地域防災計画に基づく孤立可能性集落対策事業への財政支援を拡充すること。
- ・また、非常時における物資輸送や除雪支援のため、自衛隊等関係機関との連携体制の強化を図ること。

### 5. 農業被害対策への前倒し支援の拡充

- ・施設被害支援について、事後復旧に偏らず、雪下ろしや補強資材導入等の予防的取組を既存補助事業の対象として明確化すること。
- ・既存の強い農業づくり総合支援交付金等において、耐雪型施設設備の優先採択枠を設けること。
- ・林業分野における倒木被害対策について、事前間伐等の支援を強化すること。

### 6. 雪国における住民生活支援及び高齢者世帯対策

- ・高齢者世帯等における屋根雪下ろしや生活道路除雪に対する支援を強化するため、既存の地域の支え合い体制づくりに資する事業(重層的支援体制整備事業等)や豪雪地帯安全確保緊急対策交付金等を活用した住民支援制度の拡充を図ること。
- ・耐雪住宅、無落雪屋根、屋根融雪設備などへの導入支援を行うこと。また、各地域において、公共施設・学校・福祉施設・交通結節点などについて、あらかじめ豪雪を想定した持続型雪国型まちづくりが進められるよう、所要の支援を行うこと。
- ・雪害発生時における燃料配送業務について、労働基準法 33 条に基づく時間外労働等に関する例外規定の適用対象として明確化すること。
- ・積雪時の移動に困難を生じる視覚障がい者や車椅子利用者などの声には十分配慮し、積雪寒冷地特有の事情を考慮した歩道整備やバリアフリー化、またそのための研究開発支援などに十分努めること。
- ・妊産婦や乳幼児を抱える世帯においても、降雪により外出や通院、産後ケアの利用等が困難となる実態を踏まえ、移動や生活支援の充実に十分配慮した施策を講ずること。

以上